

岩手県告示第40号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成31年1月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	規 格		生産業者		有効期限
			保証成分量	その他の規格	氏名又は名称	住 所	
岩手県第 187号	消石灰	70防散消石灰	アルカリ分 70.0	%	北上石灰株式会社	秋田県鹿角市十和田錦木字山谷32番地3	平成36年8月29日
岩手県第 198号	消石灰	70防散消石灰	アルカリ分 70.0	%	株式会社トキワ	東京都品川区大崎三丁目6番4号	平成36年9月4日
岩手県第 199号	消石灰	70粒状消石灰	アルカリ分 70.0	%	株式会社トキワ	東京都品川区大崎三丁目6番4号	〃
岩手県第 232号	蒸製毛紛	蒸製毛紛	窒素全量 10.0	%	住田フーズ株式会社	岩手県気仙郡住田町世田米字火石5番地1	平成36年11月14日
岩手県第 236号	消石灰	70粒状消石灰	アルカリ分 70.0	%	有限会社三和産業	岩手県一関市東山町松川字深堀54番地の1	平成37年1月4日